

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島県東部美容専門学校
設置者名	学校法人 広島県東部美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
衛生専門課程	美容科	夜・ 通信	1,640 時間	160 時間	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 該当なし
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	広島県東部美容専門学校
設置者名	学校法人 広島県東部美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	有限会社役員	2023. 4. 1 ～ 2026. 6. 30	本校運営に対する 指導・助言、監督
非常勤	個人事業主	2023. 4. 1 ～ 2026. 6. 30	本校運営に対する 指導・助言、監督
(備考) 他、学外者である非常勤の理事3名（任期：2023. 4. 1～2026. 6. 30）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島県東部美容専門学校
設置者名	学校法人 広島県東部美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・教育課程は2年間で必須科目47単位(1,410時間)、選択科目20単位(600時間)、合計67単位(2,010時間)で実施している。 ・サロンワーク…登録店舗先の美容所で実務実習を実施している。 11月頃、学校関係者評価委員会の評価や1年間の行事予定を基に校長・教頭・教務主任・教員により授業計画について話し合い、12月～2月にかけてシラバスを作成。3月下旬頃には教職員間で共有し、学生には初回授業で配布説明する。また、学校事務局に備え付け一般にも公表する。	
授業計画書の公表方法	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 進級及び卒業の認定・評価は、学年末において各学期末に実施する試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席日数が85%に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 試験は、各科目100点満点とし、60点以上を及第とする。 所定の期間に授業科目、単位を履修しなかった者及び学習評価の不合格の者は、留年または卒業延期にすることができる。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 全教科の成績を点数化し、合計点の平均点を算出する。(100点満点で点数化) ・学科成績、実技成績ともに100点法で査定し、60点以上で合格とする。 100～80点(合格・課目認定) 79～70点(合格・課目認定) 69～60点(合格・課目認定) 59～0点(不合格・課目未認定) ・科目毎の評価を集計し、全科目の合計点の平均を算出、成績の分布状況を把握することにより、成績下位4分の1に該当する指標の数値と該当する人数を明確化する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 所定の教科科目毎に学則で定める必要な単位数を履修していること。 また、学校が行う卒業認定試験において、必須科目、選択科目ともに学則で定める基準点以上あること。 学則で定める基準点以上の学生について、2月下旬～3月上旬に設ける後期試験後に校長・教頭・教務主任・教員による話し合いを行い、卒業を認定する。 また、卒業までに美容師としての技術を習得するとともに、社会人としてのコミュニケーション能力を身に付ける。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	広島県東部美容専門学校
設置者名	学校法人 広島県東部美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
収支計算書又は損益計算書	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
財産目録	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
事業報告書	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
監事による監査報告（書）	学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	美容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	2, 0 1 0 単位時間／単位	510 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	900 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	600 単位時間 ／単位
			2, 0 1 0 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
1 0 0 人		7 2 人	0 人	6 人	7 人	1 3 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・教育課程は 2 年間で必須科目 47 単位（1,410 時間）、選択科目 20 単位（600 時間）、合計 67 単位（2,010 時間）で実施している。 ・サロンワーク…登録店舗先の美容所で実務実習を実施している。 11 月頃、学校関係者評価委員会の評価や 1 年間の行事予定を基に校長・教頭・教務主任・教員により授業計画について話し合い、12 月～2 月にかけてシラバスを作成。3 月下旬頃には教職員間で共有し、学生には初回授業で配布説明する。 また、学校事務局に備え付け一般にも公表する。
成績評価の基準・方法
（概要） 試験の点数、出席状況、授業態度、提出課題等を総合的に判断し、評価する。 進級及び卒業の認定・評価は、学年末において各学期末に実施する試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席日数が 85%に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 全教科の成績を点数化し、合計点の平均点を算出する。（100 点満点で点数化） ・学科成績、実技成績ともに 100 点法で査定し、60 点以上で合格とする。 100～80 点（合格・課目認定） 79～70 点（合格・課目認定）

69～60 点（合格・課目認定） 59～ 0 点（不合格・課目未認定） ・科目毎の評価を集計し、全科目の合計点の平均を算出、成績の分布状況を把握することにより、成績下位 4 分の 1 に該当する指標の数値と該当する人数を明確化する。
卒業・進級の認定基準
（概要） 学則により認定基準を示し周知している。 1 進級及び卒業の認定・評価は、学年末において各学期末に実施する試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席日数が 85% に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 2 試験は、各科目 100 点満点とし、60 点以上を及第とする。 3 所定の期間に授業科目、単位を履修しなかった者及び学習評価の不合格の者は、留年または卒業延期にすることができる。
学修支援等
（概要） ・教科科目の履修時間が不足している学生には、必要時間数の補習を行う。 ・成績評価、卒業認定試験で基準点に達しない学生には、追試を行う。 募集要項により制度の基準を示し周知している。 ・推薦入試による入学者に対して、入学時に奨学金を無償貸与している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
36 人 (100%)	0 人 (0.0%)	32 人 (88.9%)	4 人 (11.1%)
（主な就職、業界等） 美容業			
（就職指導内容） 担当教員を置き、業界と連携を持ち、学生の相談を受け付ける。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 美容師国家試験受験資格、色彩検定 2 級			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
82 人	8 人	9.8 %
（中途退学の主な理由） 進路変更・就職・通信科への編入等		
（中退防止・中退者支援のための取組） 複数の教員による個人面談の実施等		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
美容科	100,000 円	540,000 円	270,000 円	その他…施設拡充費、実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
分納制度あり				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）
1 目的
・学則第 29 条第 1 項に規定する自己評価及び同条第 2 項に規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。
2 自己評価及び学校関係者評価の実施について
・教職員が本校の教育目標や教育活動、学校運営等について自己評価を年 1 回実施する。
・学校関係者評価委員会を開催し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上を目的とし、学校が行った自己評価等を基に重点目標、教育理念、学校運営、教育活動等について評価し、ニーズに合った業界に必要とされる人材育成がなされるよう今後の教育方針等の改善方針を検討する。
その上で、検討内容を活用し、次年度の重点目標や具体的取組の改善を図る。
3 「評価項目」について
I. 教育理念・目的・育成人材像 II. 学校運営 III. 教育活動
IV. 学修成果 V. 学生支援 VI. 教育環境
VII. 学生の受入れ募集 VIII. 財務 IX. 法令等の遵守
X. 社会貢献・地域貢献
4 学校関係者評価委員会の組織について
・広島県東部美容専門学校 学校関係者評価委員会を組織する。
・当校教職員以外の関連業界等関係者、卒業生及び保護者、教育関係有識者等から、理事長が委嘱する 3 名以上 5 名以下の委員により構成する。
・委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
有限会社役員	2024. 4. 1～2026. 6. 30	美容組合員
美容院経営者	2024. 4. 1～2026. 6. 30	美容組合員
美容院経営者	2024. 4. 1～2026. 6. 30	美容組合員
美容院経営者	2024. 4. 1～2026. 6. 30	美容組合員
美容院経営者	2024. 4. 1～2026. 6. 30	美容組合員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H134310000504
学校名（〇〇大学 等）	広島県東部美容専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 広島県東部美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		13人	12人	15人
内 訳	第Ⅰ区分	—	—	
	（うち多子世帯）			
	第Ⅱ区分	—	—	
	（うち多子世帯）			
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）			
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）			
家計急変による 支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				15人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	—
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。